

広島県教育委員会規則第六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月二十一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は附則第十八項」を「、附則第十八項又は附則第十九項」に改める。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

附 則

この教育委員会規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。